資料３－２

第 48 回対策本部員会議資料
令 和 ４ 年 ２ 月 １ 日
保 健 福 祉 部

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応（一部改正）について

今般、国の事務連絡（１月 28 日付け）により、オミクロン株による感染急拡大が確認された場合の対応として、**濃厚接触者の待機期間**及び**無症状患者の療養解除基準**が、それぞれ**10 日間から７日間に変更**されました。これに伴い、本県においても、同事務連絡を踏まえて対応しています。

１　厚生労働省事務連絡（一部改正）の概要

(1)　**濃厚接触者の待機期間**について、**原則、７日間で８日目に解除**
　（改正前：原則10日間。デルタ株の場合は、原則14日間）

(2)　**社会機能維持者**（※下記参照）の方は、**事業者の費用負担（自費検査）により４日目及び５日目の抗原検査により陰性確認後、５日目に解除**
　（改正前：ＰＣＲ検査等により７日目に解除）

(3)　ただし、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認等を要請

(4)　**無症状患者**（**無症状病原体保有者**）の**療養解除基準についても、検体採取日から「７日間」を経過した場合には療養解除可能**（濃厚接触者と同様、10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認等を要請）

(5)　今回見直しについては、１月28日より適用（同日時点で濃厚接触者である者や療養中である無症状患者にも適用）

２　社会機能維持者について

国の**「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に掲げる事業の継続が求められる事業者に従事する者。**

（参考）「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」　別添抜すい

１　**医療関係者**
病院、薬局、医薬品等製造販売など

２　**高齢者等生活支援関係者**
介護老人福祉施設、障碍者施設等の従事者、必要な物資等に係る事業者など

３　**必要最低限の生活を送るために不可欠なサービス提供事業者**
インフラ運営、飲食料品供給、生活必需物資供給・小売、ごみ処理関係など

４　**企業活動を維持するために不可欠なサービス提供事業者**
金融、物流・運送、国防、治安維持、社会基盤整備、行政サービス、育児サービスなど